

令和4年3月7日

保護者の皆様

呉市立安登小学校
校長 畠藤 邦子

集中対策の終了及び感染再拡大の防止にむけた呉市立小中高等学校の対応について

仲春の候、平素より、ご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございます。

令和4年3月4日に、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において、「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について」が決定され、集中対策については令和4年3月6日（日）をもって終了し、今後、感染再拡大を防止する取組を行うことになりました。感染の再拡大が確認される場合には再び対策が強化されます。

また、令和4年3月5日には、呉市教育委員会から呉市立学校に対して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（文部科学省2021.11.22 Ver7）」記載のレベル2の行動基準及び「呉市立学校における対応について」に基づき、引き続き感染症対策を徹底した上で教育活動に取り組むこと、**別紙**を保護者に周知するよう通知がありました。

つきましては、以下の「呉市立学校における対応について」の取組を、令和4年3月8日（火）から実施します。ご理解いただき、ご協力をお願いします。

【呉市立学校における対応について】

1 内容

各校の感染状況（[A]～[C]）に応じた対策を実施する。

[A] 感染者※が発生した日（陽性判明日）の翌日を起算日とし、1週間経過していない学校

[B] 1週間以上、感染者※が発生していない学校

[C] 2週間以上、感染者※が発生していない学校

※ここでいう感染者には「学校内での感染でないことが明らかな者」かつ「感染可能期間に当該校の児童生徒及び教職員との接触がない者」は含まない。

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

[A] [B] [C]

- ・児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合には早めの受診を勧め、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・飲食時には、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう児童生徒に指導すること。
- ・休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家間での行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意すること。
- ・学級閉鎖等で自宅待機となった児童生徒には、感染防止拡大の趣旨を理解させ、児童同士及び生徒同士で会うことを控えるよう指導すること。

(2) 授業

[A] [B] [C]

- ・原則、対面とする。
- ・分散登校や臨時休業等となった場合、タブレット端末等を活用し、オンライン授業、動画配信、学習課題の配布及び回収、健康観察等をできる範囲で実施すること。

[A]

- ・感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い活動（*）については、実施しないこと。

[B] [C]

- ・感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い活動（*）については、慎重に実施の可否を検討すること。
 - * 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - * 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - * 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - * 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - * 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - * 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 学校行事について

[A] [B]

- ・修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。特に、まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること。

[C]

- ・修学旅行等、校外における活動は、感染対策を講じた上で実施可とする。ただし、県境を越える移動については、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。特に、まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限、自粛すること。

(4) 学校訪問、研修及び部会等

[A] [B] [C]

- ・呉市教育委員会による呉市立学校への訪問・派遣等については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- ・研修及び部会等については、換気・消毒の徹底や、配席の工夫等による身体的距離の確保など、感染症予防対策に万全を期して実施する。

(5) その他

[A] [B] [C]

- ・参観日や修学旅行説明会等を行う場合は、可能な限り参加者を把握することを前提として、換気・消毒の徹底や配席の工夫等による身体的距離の確保など、感染症対策に万全を期すこと。

【お願い】

- 児童やご家族の健康観察を綿密にお願いします。児童やご家族の体調不良が確認された場合（程度の軽重にかかわらず）は、自宅で休養をお願いします。また、登校後に確認された場合も自宅での休養をお願いする連絡をします。
- 午前7時30分までにタブレットによる健康観察カードの提出をお願いします。未提出や未入力がある場合は保護者に確認をするための連絡をします。（確認がとれるまでは教室に入られません。）
- 引き続き、午前7時30分から、登校してきた児童の健康状態の把握を児童玄関で行います。午前7時30分より前に登校させないでください。